

# 非常変災による講習（講座）、三者懇談における対応

令和2年7月改訂版

## （夏期講習および午前中の土曜講座への対応）

夏期講習の期間中、および午前中の土曜講座の実施予定日に警報または特別警報が発表された場合は、次のとおり対応することとする。

- (1) 警報または特別警報が、県内全域、または奈良市・生駒市を除く北部のいずれかの市町村名で発表された場合
  - ① 午前6時現在で警報または特別警報が発表されている場合は、自宅で待機する。
  - ② 登校中に警報または特別警報発表の報道を確認した場合は、直ちに帰宅し、自宅待機する。  
ただし、学校へ避難する方が安全と判断すれば、速やかに登校する。
- (2) 警報または特別警報が、奈良市・生駒市・南部のいずれかの市町村名で発表された場合
  - ① その地域に居住している生徒は、(1)の①～②に従う。
  - ② それ以外の地域に居住している生徒は、十分に注意して登校する。
- (3) 午前6時から午前7時の間に、奈良市・生駒市を除く北部の市町村名で発表されていた警報または特別警報がすべて解除された場合
  - ① 当日の講習（講座）を、午前9時から実施するので、安全に十分留意して登校すること。ただし、登校が困難な場合や危険と判断した場合は、自宅で待機し、その旨を学校に連絡すること。
  - ② 奈良市・生駒市・南部のいずれかの市町村名で警報または特別警報が発表中の場合、その地域に居住する生徒は自宅待機とする。
- (4) 午前7時現在、県内の全域、または奈良市・生駒市を除く北部のいずれかの市町村名で警報または特別警報が発表中の場合  
当日の講習（講座）は、中止とする。

## （午後の講習・講座への対応）

午後の講習・講座の実施予定日に警報または特別警報が発表された場合は、次のとおり対応することとする。

- (1) 午前6時から午前11時の間に、奈良市・生駒市を除く北部の市町村名で発表されていた警報または特別警報がすべて解除された場合
  - ① 当日の午後の講習・講座を、予定通り実施するので、安全に十分留意して登校すること。ただし、登校が困難な場合や危険と判断した場合は、自宅で待機し、その旨を学校へ連絡すること。
  - ② 奈良市・生駒市・南部のいずれかの市町村名で警報または特別警報が発表中の場合、その地域に居住する生徒は自宅待機とする。
- (2) 午前11時現在、県内の全域、または奈良市・生駒市を除く北部のいずれかの市町村名で警報または特別警報が発表中の場合  
当日の午後の講習・講座は中止する。

## （三者面談への対応）

三者面談の期間中に警報または特別警報が発表された場合は、次のとおり対応することとする。

三者面談は予定通り実施する。ただし、保護者と確認の上、登校が困難な場合や危険と判断した場合は、自宅で待機し、その旨を学校に連絡すること。